

追加条項 P-7767_211001

1. 本追加条項は、第2項第1号乃至第4号のリモート点検オプションを付加するサービスの条件書（区分番号：MV04, MV43, MV49, MV50のいずれか）に付帯して適用されるものとします。
2. 本契約第3条第1項に、次の条項を追加します。
 - (1) 甲が「リモート保守点検有り型」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 乙は、Windows Server PCまたは仮想サーバー(ホストOS)のいずれかにリモート接続しサーバーの状態を甲乙合意する日程で点検し、点検結果を乙所定の書式を使用して電子メールで報告します。リモート点検の回数は、契約期間単位で2回/年とし、点検項目は乙所定の項目とします。なお、リモート点検の日程については、甲乙合意の上で変更できるものとします。
 - ② 乙は、Windows Server PCまたは仮想サーバー(ホストOS)の障害発生時に、電話または乙の技術者の訪問に加え、リモート接続により乙所定の方法で障害発生個所の特定を支援するものとします。
 - ③ 甲が前記①のリモート点検の回数を追加する場合、別途「リモート点検追加オプション」を1回/年単位で付加するものとします。
 - (2) 甲が「リモート保守点検有り(ゲストOS)」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 乙は、仮想サーバー(ゲストOS)にリモート接続しサーバーの状態を甲乙合意する日程で点検し、点検結果を乙所定の書式を使用して電子メールで報告します。リモート点検の回数は、契約期間単位で2回/年とし、点検項目は乙所定の項目とします。なお、リモート点検の日程については、甲乙合意の上で変更できるものとします。
 - ② 乙は、仮想サーバー(ゲストOS)の障害発生時に、電話または乙の技術者の訪問に加え、リモート接続により乙所定の方法で障害発生個所の特定を支援するものとします。
 - ③ 甲が前記①のリモート点検の回数を追加する場合、別途「リモート点検追加オプション」を1回/年単位で付加するものとします。
 - (3) 甲が「リモート保守点検無し型」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 乙は、Windows Server PC、仮想サーバー(ホストOS)の障害発生時に、電話または乙の技術者の訪問に加え、リモート接続により乙所定の方法で障害発生個所の特定を支援するものとします。
 - (4) 甲が「リモート保守点検無し(ゲストOS)」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - ① 乙は、仮想ゲストOSの障害発生時に、電話またはCE訪問に加え、リモート接続により乙所定の方法で障害発生個所の特定を支援するものとします。
 - (5) 甲が本項第1号乃至第4号のリモート点検オプションの付加を選択する場合、甲は、リモート接続により対象機器の画面を乙の技術者または乙が指定するオペレーターが閲覧することに合意するものとします。また、リモート接続において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、甲は、当該情報を乙の技術者または乙が指定するオペレーターが閲覧することがないように必要な措置を講じるものとします。なお、当該情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、甲は、乙がサービスを提供しないことに合意するものとします。
 - (6) 甲が本項第1号乃至第4号のリモート点検オプションの付加を選択する場合、サービスの実施に必要な通信装置、通信回線、機械装置、器具類およびコンピューター・プログラム(以下「必要器材」という)および通信費の負担等は、以下のとおりとします。
 - ① 「必要器材」は、甲が甲の費用と責任で調達するものとし、乙が対象機器にリモート接続できる環境を提供するものとします。
 - ② サービスに要する通信費用は、甲が負担するものとします。
 - ③ 「必要器材」の不具合に起因して生じた損害について、乙はその責を負わないものとします。

以上